

情報システムの標準化対応について

1 概要

本市の情報システムの標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、住民基本台帳をはじめとした対象20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行に向けた作業を行っている。

このうち、令和7年度中の稼働を目指し標準化対応作業を行ってきた「国民健康保険システム」及び「戸籍総合情報システム」について、標準準拠システムへの移行スケジュールが確定した。

2 標準準拠システムへの移行スケジュール

(1) 国民健康保険システム

- ・データ移行・切替 令和7年12月26日（金）業務終了後～令和8年1月1日（木）
- ・検証作業・稼働判定 令和8年1月2日（金）
- ・新システム稼働 令和8年1月5日（月）

(2) 戸籍総合情報システム

- ・システム切替 令和8年1月23日（金）業務終了後～令和8年1月25日（日）
- ・検証作業・稼働判定 令和8年1月26日（月）
- ・新システム稼働 令和8年1月26日（月）

3 上記以外のシステム

上記以外の標準化対象業務に係る情報システム（住民記録システム、税務情報システム等）については、令和8年度中の標準準拠システムへの移行を予定している。